



特集 「人権」って何だろう 「誰か」のことじゃない。

広報広聴課 ☎ 85 - 6620

皆さんは「人権」という言葉を聞いたことはありますか。「人権」は、一人一人が生まれながらに持っている「人間らしく幸福に生きていくための当然の権利」で、とても身近なものです。お互いに思いやりや優しさの心を持つことで、「人権」は守ることができます。



市政だより

今回の特集をきっかけに、人権問題について考えてみませんか。

人権教室（牛山保育園）

12月4日～10日は「人権週間」

人権の考え方が広まったのは、二度の世界大戦で多くの人々の人権が侵害された経験から、国際社会全体の問題として捉えられたことがきっかけです。人権を守ることが平和につながるという考えのもと、人権を尊重することが求められるようになりました。

そして、昭和23年12月10日に国連総会で「世界人権宣言」が採択され、それ以来、12月10日は「世界人権デー」と定められました。

日本では、昭和24年から毎年、12月4日～10日を「人権週間」と定め、人権を尊重する意識を醸成するための普及・啓発活動が全国的に行われています。

身近な人権侵害とは

何気ない言動が、相手を傷つけてしまうことがあります。自分では軽い気持ちでしたことでも、それをきっかけに人と話せなくなったり、引きこもりとなってしまう人や、最悪の場合、自ら命を落とす人が出てしまうこともあります。

人は一人で生きている訳ではありません。だからこそ、日頃からお互いの「違い」を認め、一人一人の人権を尊重し、守っていく社会を実現することが必要です。

身近にある人権問題を知り、他人事と捉えるのではなく、小さなことからでも良いので、自分にできることを考えるきっかけにしてみてください。



人権が尊重される社会の実現に向けて、全国各地の人権啓発活動で活躍している、人権イメージキャラクターです。

知っていますか？ 身近にある人権問題

女性

「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識が社会に根強く残っており、家庭や職場でさまざまな男女差別を生む一因となっています。また、性犯罪や性暴力、DV、セクシュアルハラスメントなどの問題も生じています。



インターネット

匿名性や情報発信の容易さを悪用した、個人への誹謗中傷や名誉毀損、プライバシー侵害などの問題が起きています。また、インターネットを通じた誘い出しによる犯罪行為（性的被害や暴力行為など）も問題となっています。



子ども

いじめや体罰、虐待など、子どもが被害者となる事案が後を絶たない状況です。また、子どもの貧困への問題意識も高まっています。子どもであつても、一人の人間としてその個性と共に尊重され、守られなければなりません。



性的マイノリティ

性的少数者であることを理由とした偏見や差別が起きています。学校や職場で、当事者の性自認や性的指向への正しい理解を促進するための対応や取り組みが求められています。



高齢者

豊かな知識や経験があるにも関わらず、就業や社会活動への参加が制限されるなどの問題が起きています。また、少子高齢化が進む中、介護者による身体的・心理的な虐待なども社会問題となっています。



外国人

言語・宗教・慣習などの違いから、学校や職場で外国人への偏見や差別が発生することがあります。また、特定の人種や宗教などを拒み、退ける差別的な言動は、相手の尊厳を傷つけてしまいます。



障がい者

段差や階段などの物理的なものをはじめ、不当な差別や偏見などがい者の社会参加を妨げるさまざまな障壁があります。障がい者に対して社会全体での十分な理解や配慮が必要です。



○その他の問題

- ・加害者の親族などへの中傷
- ・感染症患者などへの偏見や差別
- ・ホームレスとなった人への偏見など

社会には、さまざまな人々が一緒に暮らしており、人権問題も多岐にわたります。身近な人権問題を正しく理解し、一人一人の人権を尊重することを心掛けましょう。

相談パートナーの人権擁護委員を知っていますか？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアです。人権に関する悩み・心配事などの相談や、人権意識を醸成するための啓発活動を行っています。

現在、全国の各市町村に約14000人の委員が配置されています。本市では、12人の人権擁護委員がそれぞれの経験を生かしながら日々活動しています。秘密は守られますので、気軽に相談してください。

●街頭での啓発

日時：12月4日(月)午後3時～4時
場所：サンマルシェ(中央台1)

●人権週間特別相談(対面)要予約

日時：12月4日(月)～8日(金)
午後1時～4時

内容：人権問題に関する相談

場所：市役所2階市民相談コーナー

●なやみごと人権相談(対面)要予約

日時：毎週木曜日午後1時～4時
場所：市役所2階市民相談コーナー

問い合わせ・予約 ☎05-66620



地区委員会



なやみごと人権相談



人権教室



啓発活動

Interview



人権擁護委員春日井地区
委員長 加藤太

人権が守られる社会を目指して

先日の春日井まつりで行ったアンケート調査では、約200人の回答者のうち、「人権擁護委員を初めて知った方」が約5割、「人権相談できる場所を知らない方」は約8割でした。「人権」という言葉に馴染みがない方も多くいらっしゃいますので、幅広い啓発活動が必要であると考えています。

今後も人権教室や街頭での啓発などに積極的に取り組み、こうした活動がより多くの人に人権について考えていただくきっかけになればと思っています。



安心・信頼されるパートナーに

相談を受けるときは、悩みを傾聴し、これまでの経験を踏まえた適切なアドバイスを行っています。相談内容によっては専門機関へつなぐなど、悩みを抱えた方が納得し、安心して帰っていただけるような対応を心掛けています。

何事も一人で悩まず、まずは家族や友人など、あなたが信頼できる身近な方に相談しましょう。そして、私たち人権擁護委員をはじめ、市や関係機関など相談できる場所がたくさんありますので、気軽に相談してみてください。

人権問題に対応するためのさまざまな相談窓口があります。
 困ったことや心配なことなどがありましたら、気軽に相談してみてください。

相談名		とき		ところ	電話番号
女性	女性の悩み相談 (対面・電話)	火～金曜日	13:00～16:30	レディヤンかすがい	☎85-7871
	女性のための法律相談 (対面)【要予約】 ※ 9:00～17:00で受付	指定の土曜日	10:00～12:00		☎85-4401
子ども	児童虐待防止相談 (対面・電話)	月～金曜日	8:30～17:00	子ども家庭支援課	☎85-6229
	ヤングケアラー相談 (対面・電話)				
	子ども・若者総合相談 (対面)【要予約】 ※ 15:00～19:00で受付	月～金曜日	8:30～17:00	子育て推進課	☎82-7830
	子ども・若者総合相談 (電話)	月～土曜日	15:00～19:00	-	☎82-7830
	いじめ・不登校相談 (対面・電話)	月～金曜日	9:00～12:00 13:00～16:00	中央公民館内	☎34-8400
外国人	外国人相談 (対面・電話)	第1 水曜日 英語・フィリピン語 第2・4 水曜日 ポルトガル語 第3 水曜日 スペイン語	9:00～12:00 13:00～16:00	市役所 市民相談コーナー	☎85-6624
その他	なやみごと人権相談 (対面)【要予約】 ※ 当日8:30から受付	毎週木曜日	13:00～16:00	市役所 市民相談コーナー	☎85-6620
	DV相談(対面・電話)	月～金曜日	8:30～17:00	地域福祉課	☎85-7867
	メンタルヘルス相談 (対面)【要予約】 ※ 8:30～17:15で受付	月4回		総合保健医療センター	☎85-6172
	生活困窮者の自立に関する相談(対面・電話)	月～金曜日	8:30～17:00	市役所 自立支援相談コーナー	☎85-6152
	高齢者虐待防止ホットライン(対面・電話)	24時間対応		地域福祉課	☎85-6196
	障がい者虐待防止ホットライン(対面・電話)			総合福祉センター	☎84-5310

相談名	とき	電話番号など
人権相談 名古屋法務局春日井支局 (対面・電話)	平日 8:30～17:15	☎81-3210
みんなの人権110番(電話)		☎0570-003-110
女性の人権ホットライン(電話)		☎0570-070-810
こどもの人権110番(電話)		☎0120-007-110
外国語人権相談ダイヤル(電話)	平日 9:00～17:00	☎0570-090-911
インターネット人権相談 ※ 外国語での相談にも対応	24時間受付	
LINE じんけん相談 ※ LINE 友だち追加が必要	平日 8:30～17:15	
違法・有害情報相談センター ※ ネット上のトラブルや削除要請などの相談	24時間受付	